

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

- 1 全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（法第一条の規定による改正後の別表第一から別表第十
一まで関係）

- 2 指定職俸給表を除く俸給表について、号俸構成を改めるとともに、俸給月額を改定すること。（法
第二条の規定による改正後の別表第一から別表第十まで関係）

二 諸手当の改定

- 1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)
以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とす
る官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四第一項関係）

- 2 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあつては百分の百
七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）とすること。また、定年前

再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の七十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）とすること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第

三項関係）

3 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百七・五（特定管理職員にあつては百分の百二十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百七・五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）とすること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定すること。（第二十二条第一

項関係）

5 職員の昇給について、海事職俸給表(一)六級以上である職員、医療職俸給表(二)七級以上である職員、医療職俸給表(三)六級以上である職員及び福祉職俸給表六級である職員について、その者の勤務成績が標準である場合の昇給の号俸数を三号俸とすること。また、行政職俸給表(一)八級以上である職員等について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととすること。（第八条第七項及

び第八項関係)

6 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を一万三千円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事院規則で定めることとする。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこと。(第十一条、第十一条の二、第十九条の八第一項及び第十九条の九関係)

7 地域手当について、級地の区分及び支給割合を見直すとともに、異動保障の支給期間を二年から三年に延長し、三年目については、支給割合を異動等の前の六割とすること。(第十一条の三第二項及び第十一条の七関係)

8 住居手当について、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第十一条の十第一項関係)

9 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を一箇月当たり十五万円とするとともに、新幹線鉄道等に係る特例について新たに俸給表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすること。また、橋等の特例を廃止すること。(第十二条第一項から第五項まで関係)

10 単身赴任手当について、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすること。

（第十二条の二第三項関係）

11 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯及び支給対象職員を拡大するとともに、新たに平日深夜勤務の支給対象とする職員について、手当の額を定めること。（第十九条の三第一項から第三項まで関係）

12 期末手当について、支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十六・二五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の六十）とすること。（法第

二条の規定による改正後の第十九条の四第二項及び第三項関係）

13 勤勉手当について、支給割合を百分の百五（特定管理職員にあつては百分の百二十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百六・二五）とすること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の五十（特定管理職員にあつては、百分の六十）とすること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

14 定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、研究員調整手当、住

居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとする。 (第十九条の八第

三項関係)

第二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

一 寒冷地手当の支給額を改定すること。 (第二条関係)

二 定年前再任用短時間勤務職員に対して寒冷地手当を支給することとともに、官署指定の場合に課されている居住地に係る支給要件を撤廃すること。 (第一条関係)

三 再任用自衛官及び定年前再任用短時間勤務隊員に対して寒冷地手当を支給することとする。 (第

五条関係)

四 寒冷地手当の支給地域を見直すこと。 (別表関係)

第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。 (第六条第一項及び第二項関係)

二期末手当の改定

- 1 十二月期の支給割合を百分の百七十五とすること。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項

関係）

- 2 支給割合を百分の百七十二・五とすること。（法第六条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

- 一 特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第七条第一項関係）

二期末手当の改定

- 1 十二月期の支給割合を百分の百七十五とすること。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項

関係）

- 2 支給割合を百分の九十五とすること。（法第八条の規定による改正後の第八条第二項関係）

- 三 特定任期付職員業績手当を廃止すること。（法第八条の規定による改正後の第七条第四項及び第五項

関係）

- 四 特定任期付職員について、期末手当に加えて勤勉手当を支給すること。また、勤勉手当の支給割合を

百分の八十七・五とすること。（法第八条の規定による改正後の第八条関係）

第五 国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 暫定再任用職員について、地域手当の特例を適用するとともに、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとする。（附則第七条第七項及び第十一項関係）

- 二 暫定再任用隊員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することとする。（附則第十二条第五項及び第九項関係）

第六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の一の2及び二の5から14まで、第二の二から四まで、第三の二の2、第四の二の2、三及び四並びに第五は令和七年四月一日から施行し、第一の一の1及び二の1から4まで、第二の一、第三の一及び二の1並びに第四の一及び二の1は令和六年四月一日から適用すること。

- 二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。